

## ⑨ 広報よこしば

「労働力が足りず売  
りたいのだが、買い手  
が見つからない」こん  
な悩みをお持ちの方は  
いませんか。迷わず農  
業委員会にご相談くだ  
さい。買い手をあつせ  
んいたします。このほ  
か、隣接地等の買入れ、  
農地利用の合理化のた

めの交換も、この事  
業の対象となります。  
なお、この事業に  
より売買・交換をし  
た場合には、数々の  
優遇措置が講じられ  
ています。

※その他くわしくは、農業委員  
会でおたすねください。



### 農地流動化奨励金交付要件

10アール当たり

貸付期間	新規	再設定	要件
3年以上 ～ 6年未満	8,000円		面的集積（おおむね60a以上）を満たすもの
6年以上 ～ 10年未満	20,000円	16,000円	再設定の場合は面的集積要件あり
10年以上	30,000円	24,000円	
受け手要件	中核農家の基準		

(注) 奨励金額は事業指定年度により町村で異なります。

### 利用者の声

Bさん（屋形・48歳）

私は部落説明会でこの制度を知りました。昨年、農地を買ってほしいといふ話しがもあり、農業委員会に出向いて詳しい内容を聞き、さらに貸付要件にも該当しましたの

で、さっそく、利用増進と取得資金の借入れの手続きをしました。後継者がいますので、機会があつたらまたこの制度を利用して、規模を拡大したいと思います。

### 農地取得資金 意欲ある若い人 たちのための制度

### 農地取得資金

「隣の農地を買うと耕作上た  
いへん便利になるんだが、でも  
お金が……」「ご安心ください。  
このような方のために、農地取  
得資金の貸付制度があります。  
ただし、この資金を借りる場  
合には、次のような要件が必要  
となります。

①借り手が、60歳未満であるこ  
と。

②借り手の農業経営面積が、町  
の平均規模以上（130アー  
ル）

③取得地が農用地に限る。

④取得地面積がおおむね10ア  
ル以上。

⑤申請前3年間に農地を減少し  
ていない。

### 特例特典

利用権設定等促進事業により農地を売ったり買った  
りした場合は、次のような税制上の特典があります。

- (イ) 謹度所得税 特別控除 500万円（農用地に限る）
- (ロ) 登録免許税 税率軽減  $\frac{16}{1000}$  (一般  $\frac{50}{1000}$ )
- (ハ) 不動産取得税 軽減措置 取得価格の  $\frac{1}{3}$  控除  
(農用地区域外の農振地域  $\frac{1}{4}$ )

農地取得資金貸付限度額 1,700万円  
年利率 3.5%又は 5.0%、償還期限25年以内)

### 農用地利用増進計画作成の流れ

